

水素需要拡大推進事業業務委託 質問及び回答

No	質問事項	回答
1	契約金額は事業終了後の清算払いとなっているが、県のガイドラインや統ルールはあるか。	県は受託事業者から報告書（成果物）の納入があったときは、10日以内に仕様書で定めた業務の履行について完了検査を行い（愛知県財務規則第143条第4項）、検査合格通知書を送付いたします。 その上で、受託事業者において県宛てに請求書を発行いただき、県は請求書を受理した日から、30日以内に契約金額をお支払いいたします（支払遅延防止法第6条第1項）。
2	提案書類の作成方法の1総則に“・用紙サイズは、原則A4縦方向、横書き、左綴じとする。”とありますが、こちらは任意様式の企画提案書なども対象となりますでしょうか。	企画提案書も原則A4縦方向、横書き、左綴じで作成をお願いします。
3	資料提出後に愛知県庁にてプレゼンテーションを行うとのことでしたが、具体的な日程などは決まっておりますでしょうか。	3月23日（月）午前中からを予定しております。 （応募者資格に問題ないと本県で判断した応募事業者様に対しては、後日、正式に場所や日時を御案内いたします。）